

# 公益財団法人横浜市体育協会総合型地域スポーツクラブ登録要項

制定 平成 19 年 4 月 5 日  
最近改正 平成 26 年 4 月 15 日

## 1 目的

公益財団法人横浜市体育協会（以下「協会」という。）は、横浜市が策定する「横浜市スポーツ推進計画」の趣旨に則った総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を運営する団体を支援するために、クラブの登録を実施する。

## 2 クラブの定義

協会はクラブを次の各号を満たした団体と定義する。

- (1) 定期的に多種目のスポーツ活動を、多世代を対象に、指導者を配置して実施している。また、定期的に活動する場所を確保している。
- (2) 定期的に体験プログラムを実施するなど、開かれた活動を実施し、新規会員の獲得に努めている。
- (3) 設立総会を開催しており、クラブの理念を掲げ、会則等に基づき、地域住民及びクラブ会員の意見を反映させた組織運営をしている。
- (4) クラブ会員からクラブ運営に必要な会費を徴収している。
- (5) 活動範囲が横浜市内で原則中学校区と同程度であり、横浜市民を対象としている。ただし、既に設立されたクラブと主な活動地域が重複していないこと。
- (6) クラブ役員の半数以上が主な活動地域の住民で構成され、所在地が主な活動地域内にあり、担当者が常駐する非営利団体。

## 3 支援内容

協会は登録団体に次の支援を行う。

- (1) クラブの運営・設立に有益な情報の提供。
- (2) 公的施設の利用に関するアドバイス。
- (3) 人材の情報や物品の貸出に関するアドバイス。
- (4) 協会の広報媒体や公的機関のホームページへの情報の掲載。
- (5) その他クラブの運営に関する事。

## 4 登録方法

登録希望の団体は、登録申込書（様式 1）と次の各号の書類を協会に提出し、協会は同書類を確認・審査の上、登録をする。なお、登録に関わる審査にあたり必要に応じて登録申込団体に対してヒアリングを実施できることとする。

- (1) 団体の会則及び設立趣意書、設立総会の議事録
- (2) 役員名簿及び指導者名簿
- (3) 前年度の事業報告書及び決算報告書
- (4) 当年度の事業計画書及び予算書

## 5 登録期間

登録の期間は、協会が登録書類を受理した日から、団体が解散した日までとする。

ただし、登録書類に変更が生じた場合は、協会へ速やかに報告することとする。

#### 6 調査票の提出

登録団体は、年度ごとに総合型地域スポーツクラブ活動調査票(様式2)及び4項3号から4号に定める書類を提出しなければならない。

時期、回数にかかわらず、協会から活動状況の提出を求められた際は、その都度、必要書類を提出しなければならない。

#### 7 登録の取り消し

次の各号に該当するときは、当協会の登録を取り消すものとする。

- (1) クラブが解散したとき
- (2) 当協会登録クラブとしてふさわしくないと認めたとき
- (3) クラブからの申し出があったとき